

特定非営利活動法人日本ベリースクールリフレクソロジー協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ベリースクールリフレクソロジー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、養育期の子ども、医療・保健・福祉機関及び在宅で治療、療養されている方々の生活の質を高めるケアとして安全で有益なリフレクソロジーを提供し、技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、リフレクソロジーに関する幅広い分野での調査研究・提言・啓発活動を通じ、医療分野等での抱える課題について、本法人が主体となって保健、医療、福祉の増進等の事業を行うことで、全ての人々の健康の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 保健、医療、福祉活動への参画事業
- (2) 子どもの健全育成事業
- (3) リフレクソロジーに関する人材育成、調査研究、提言、啓発活動
- (4) リフレクソロジー等補完代替療法に関する策定支援事業と受託事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 会 員 この法人の事業に賛同し、支援する個人、法人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったと
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人の副理事長を置くことができる。
- 3 理事のうち、若干名の相談役及び顧問を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応じる。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決をする前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けられる者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併

(4) 会員の除名

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 理事及び監事の解任、職務及び報酬
- (7) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した副理事長がこれを務める。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項に規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)
- (4) 議長の選任
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 1. 事業計画、収支予算の作成及び変更並びにその執行
 2. 事業報告及び収支決算書の作成
 3. 入会金及び会費の額の決定
 4. 理事長及び副理事長の選任
 5. 理事、監事の選任
 6. 職員の採用、職務、報酬の決定
 7. 借入金の決定
 8. 事務局の組織及び運営に関する事項
 9. その他この法人の運営に関して必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

- (3) 監事から第15条第5項第6号の規定に基づき招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の

議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	ベンゼル	智子
副理事長	川島	みつる
〃	山崎	恵美子
理 事	所澤	いづみ
〃	野本	千絵
〃	木暮	裕見子
〃	喜多見	敦子
〃	松島	圭子
〃	福原	美樹
〃	亀山	祐子
監 事	佐藤	直子
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定に関わらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・法人・団体)	5,000円
	賛助会員	①個人	2,000円
		②法人及び団体	20,000円
(2) 年会費	正会員	(個人・法人・団体)	5,000円
	賛助会員	①個人	一口 3,000円 (一口以上)
		②法人及び団体	一口 50,000円 (一口以上)
- 7 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本ベイリースクールリフレクソロジー協会

1 事業実施の方針

埼玉県さいたま市緑区や法人事務所にてリフレクソロジー普及啓蒙を実施する。

リフレクソロジーに関する人材を育成し、症例を調査研究する。

また、子どもの健全育成や保管代替療法事業を提言する機会を模索するため、リフレクソロジー体験会のデザインに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 108 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
保健、医療、福祉活動への参画事業 子どもの健全育成事業	子どもを含む一般市民を対象として、がん抑圧チャリティーイベントに参加しリフレクソロジー普及を実施する。	9月	埼玉県さいたま市緑区	4人	チャリティーイベント来場者	30人	10
リフレクソロジーに関する人材育成、調査研究、提言、啓発活動	ベイリー式リフレクソロジストに必要な知識探求、手技研鑽を実施する。	11月	法人事務所	4人	ベイリースクール履修生	20人	44
	リフレクソロジーに興味のある全ての方を対象とした講座を実施する。	3月	法人事務所	4人	リフレクソロジーに興味のある全ての方	20人	44
リフレクソロジー等補完代替療法に関する策定支援事業と受託事業	疼痛・睡眠に関するリフレクソロジー症例に関する支援事業及び研究発表の機会を設ける。	通年	法人事務所	5人	リフレクソロジーに興味がある全ての方	10人	10

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本ベイリースクールリフレクソロジー協会

1 事業実施の方針

令和7年度の事業を踏まえ、埼玉県さいたま市内全域や法人事務所にてリフレクソロジー普及啓蒙事業の拡大を図る。

リフレクソロジーに関する人材を育成し、症例を調査研究し、社会に広く貢献する。

また、子どもの健全育成や保管代替療法事業を提言する機会を模索するため、リフレクソロジー体験会のデザインに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 128 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
保健、医療、福祉活動への参画事業	がん抑圧チャリティーイベントに参加しリフレクソロジー普及を実施する。	9月	埼玉県さいたま市緑区	4人	チャリティーイベント来場者	30人	10
子どもの健全育成事業	ヤングケアラー等を対象に補完療法事業体験会を開催する。	5月	埼玉県北足立郡伊奈町	5人	主に青少年	10人	20
リフレクソロジーに関する人材育成、調査研究、提言、啓発活動	ベイリー式リフレクソロジストに必要な知識探求、手技研鑽を実施する。	11月	法人事務所	4人	ベイリースクール履修生	20人	44
	リフレクソロジーに興味のある全ての方を対象とした講座を実施する。	3月	法人事務所	4人	リフレクソロジーに興味のある全ての方	20人	44
リフレクソロジー等補完代替療法に関する策定支援事業と受託事業	疼痛・睡眠に関するリフレクソロジー症例に関する支援事業及び研究発表の機会を設ける。	通年	法人事務所	5人	リフレクソロジーに興味がある全ての方	10人	10

令和7年度 活動予算書

特定非営利活動法人 日本ベイリースクールリフレクソロジー協会

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
	金額	小計・合計	
(A) 経常収益			
1 受取会費		150,000	150,000
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金		0	0
3 受取助成金等		0	0
4 事業収益		108,000	108,000
保健、医療、福祉活動への参画事業収益	10,000		
子どもの健全育成事業	0		
リフレクソロジーに関する人材育成、調査研究、提言、啓発活動	88,000		
リフレクソロジー等補完代替療法に関する策定支援事業と受託事業	10,000		
5 その他の収益		0	0
受取利息			
経常収益計		258,000	258,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		80,000	80,000
給料手当	50,000		
作業手当	30,000		
(2) その他経費		28,000	28,000
諸雑費	3,000		
旅費交通費	15,000		
通信費	10,000		
事業費計		108,000	108,000
2 管理費			
(1) 人件費		75,000	75,000
日当	30,000		
作業手当	45,000		
(2) その他経費		27,000	27,000
消耗品費	1,000		
印刷費	1,000		
通信運搬費	5,000		
広告費	15,000		
旅費交通費	5,000		
管理費計		102,000	102,000
経常費用計		210,000	210,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①		48,000	48,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計		0	0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②		0	0
経理区分振替額 ... ③			
税引前当期正味財産増減額 (①+②+③) ... ④		48,000	48,000
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤			
前期繰越正味財産額 ... ⑥			0
次期繰越正味財産額 (④-⑤+⑥)			48,000

令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人 日本ベイリースクールリフレクソロジー協会

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
	金額	小計・合計	
(A) 経常収益			
1 受取会費		170,000	170,000
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	20,000		
2 受取寄附金		0	0
3 受取助成金等		0	0
4 事業収益		130,000	130,000
保健、医療、福祉活動への参画事業	20,000		
子どもの健全育成事業	10,000		
リフレクソロジーに関する人材育成、調査研究、提言、啓発活動	80,000		
リフレクソロジー等補完代替療法に関する策定支援事業と受託事業	20,000		
5 その他の収益		0	0
受取利息			
経常収益計		300,000	300,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		90,000	90,000
給料手当	60,000		
作業手当	30,000		
(2) その他経費		38,000	38,000
諸雑費	3,000		
旅費交通費	15,000		
通信費	10,000		
広告宣伝費	10,000		
事業費計		128,000	128,000
2 管理費			
(1) 人件費		90,000	90,000
日当	40,000		
作業手当	50,000		
(2) その他経費		26,000	26,000
消耗品費	1,000		
印刷費	5,000		
通信運搬費	10,000		
旅費交通費	10,000		
管理費計		116,000	116,000
経常費用計		244,000	244,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		56,000	56,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計		0	0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		0	0
経理区分振替額 . . . ③			
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ . . . ④		56,000	56,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ⑤			
前期繰越正味財産額 . . . ⑥			48,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥			104,000